

# 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(集客施設) 【申請要項】

## 【申請期間】

令和3年6月14日(月曜日)から同年8月2日(月曜日)まで

## 【申請方法】

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で次の宛先に申請書類を郵送してください。令和3年8月2日(月曜日)の当日消印有効です。

【宛先】〒920-0864 金沢市高岡町12-45  
ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(集客施設) 申請受付係 宛

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※感染拡大防止のため、持参による申請はできませんので、あらかじめご了承ください。

インターネットによる申請も準備ができ次第受付いたします。

## 【申請に必要な書類等の入手方法】

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・石川県商工労働部経営支援課
- ・県のホームページからダウンロード
- ・中小企業・小規模事業者総合応援窓口(金沢市役所第一本庁舎五階)
- ・金沢商工会議所、森本商工会

### 【問合せ先】

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター  
(石川県事業者支援ワンストップコールセンター)

電話番号：076-225-1920

Eメール：ishikawaonestop@jtb.com

受付時間：9時から18時まで(土、日、祝祭日も開設)

## 概要

### 1 趣旨

石川県では新型コロナウイルス感染症拡大を受け人と人との接触を回避し、人流を徹底的に抑制していく観点から金沢市内の集客施設に対し令和3年5月16日から6月13日まで「施設の営業時間短縮要請」（以下「時短要請」）のご協力をお願いいたしました。

時短要請の対象となる施設（以下、「対象施設」）を運営されている方、及びそのテナント事業者等の皆様で、県の要請に応じて、要請期間の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただいた事業者の皆様に対して、「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）」（以下「集客施設協力金」）を支給いたします。

（「大規模施設事業者協力金」・「大規模施設内テナント運営事業者協力金」を総称して「集客施設協力金」といいます。）

（営業時間短縮に対する営業補償金ではありません。）

### 2 要請期間

令和3年5月16日（日）午後9時～同年6月13日（日）深夜12時  
※飲食店を対象とした「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）」とは始期が異なります。

### 3 要請対象地域

金沢市内

### 4 要請内容

金沢市内で1,000㎡を超える大規模な集客施設に対し、令和3年5月16日（日）から令和3年6月13日（日）の全期間において、午後8時から翌午前5時までの営業時間短縮

※酒類の提供は終日自粛

## 申請要件について

### 【大規模施設（1,000㎡超の大規模施設）の運営事業者の場合】

（全ての要件を満たす必要があります。）

1. 時短要請前から継続して営業終了時間が午後8時を超えていること  
※映画館等の一部施設については、午後9時を超えていること
2. 金沢市において、営業している建築物の床面積が、1,000㎡を超える要請対象施設の運営により収益を得る事業を行う者であって、当該施設の管理権等の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有し、これにより休業・営業時間の短縮を決定した者
3. 令和3年5月16日(日)から6月13日(日)の全ての期間を前提に石川県からの営業時間短縮要請にご協力いただいたこと。

### 【大規模施設に入居するテナント事業者の場合】

（全ての要件を満たす必要があります。）

1. 要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借又は分譲を受けて自己名義で出店し事業を営むテナント事業者であること。
2. 要請の対象となる大規模施設が石川県の営業時間短縮要請を受けて、大規模施設が営業時間短縮を行ったことに伴い、午後8時（映画館等の一部施設については午後9時）までの営業時間短縮を行ったテナント事業者であること。  
※ 当該大規模施設が要請に応じていない場合は、テナント事業者としての支給要件対象外です。

### その他留意点

1. 県から検査や報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。
2. 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。  
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。  
  
※提供いただきました情報につきましては、石川県警察本部をはじめとする各種行政機関に照会および提供させていただきます。
3. 業界ごとのガイドラインを遵守していただくことが要件となります。

4. 要請期間においては、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業等は重複して受給できません。

5. 要請期間において、同一施設（店舗）について別途実施している石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第4次)は重複して受給できません。

なお、飲食店テナント事業者であって石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）の支給対象外である場合は、集客施設協力金を受給できる可能性があります。

(対象例)

- ・通常午後8時から翌午前5時までの間に営業を行っていない飲食店
- ・テイクアウト専門店

6. 集客施設協力金支給は1施設・1テナント等毎に1回限りです。法人・個人事業主を問わず、複数の者が重複して同一施設(店舗)の申請をすることはできません。

なお、大規模施設が、本館・別館に分かれている場合など、建物として独立性を有し、それぞれ1,000㎡超等の要件を満たす場合、それぞれの建物を1つの大規模施設として申請ができます。

また、対象地域内で、複数の施設を運営している場合はそれぞれで申請いただけます。

## 協力金支給金額について

### I. 大規模施設運営事業者協力金

支給金額	
	<p>大規模施設の自己利用部分面積 (1,000㎡で1単位)</p> <p>×</p> <p>〔要請に応じて短縮した営業時間／要請前の営業時間〕 (時短率)</p> <p>×</p> <p>20万円</p> <p>×</p> <p>29日</p>
	<p><b>【追加支給について】</b></p> <p>○協力金の支給対象テナント及び特定百貨店店舗が計10以上の場合、追加でテナント数×時短率×2千円×29日分を支給いたします。</p> <p>○特定百貨店店舗を有する場合、追加で <b>特定百貨店店舗の数×時短率×2万円×29日分</b>を支給いたします。</p>
	<p><b>【特定百貨店店舗】</b></p> <p>百貨店等において当該店舗の売り上げが当該百貨店等に入った計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自立性をもって事業を営んでいる店舗のうち、百貨店等が休業又は営業時間短縮を行ったことに伴い、休業又は営業時間短縮を行った店舗</p>
	<p>○特定大規模施設運営事業者が映画館運営事業者である場合、追加で 「③映画館テナント事業者協力金」も受給可能です。</p> <p>「①大規模施設運営事業者協力金」とあわせて、 「③映画館テナント事業者協力金」の支給金額の算定を</p>

## Ⅱ. 大規模施設内テナント運営事業者協力金

### ① 一般テナント運営事業者協力金

支給金額
大規模施設内のテナント事業者等専用の店舗等面積 (100㎡で1単位) × 〔要請に応じて短縮した営業時間／要請前の営業時間〕 (時短率) × 2万円 × 29日

### ② 映画館テナント運営事業者協力金

支給金額
常設のスクリーン数 × 〔営業時間短縮で上映できなくなった回数／営業時間短縮がなければ上映予定だった回数〕 × 2万円 × 29日 × 2単位*
※うち1単位が映画館運営事業者支給分、 残り1単位が映画配給会社への支給分となります。 なお、支給は映画館運営事業に映画配給会社分も含めて 支給します。

## 施設や店舗面積算出の考え方について

### I. 大規模施設の面積について

#### 1. 大規模小売店舗立地法の適用がある施設の場合

大規模小売店舗立地法第2条第1項の店舗面積に加えて大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積を加算して算出してください。

また、生活必需品（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品等）を販売している店舗、石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）の支給対象となりうる飲食店の店舗面積については除外して算出してください。

#### 2. 大規模小売店舗立地法の適用がない施設の場合

施設の面積から以下の面積を除外した面積を算出してください。

階段、エスカレーター、エレベータ、施設間の連絡通路、休憩室、トイレ、公衆電話室駐車場や一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫等施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積

※ただし、以下の事業者に賃貸、分譲、分配している区画の面積は含みません。

- ①大規模施設内テナント運営事業者協力金の支給対象となるテナント事業者
- ②生活必需品の販売等を行う店舗を有する事業者
- ③特定百貨店店舗

※映画館における常設のスクリーンを有する上映室は除外しません。

また、1、2によって算出された面積について、1,000㎡を1単位として、単位未満を切り捨てて協力金の算出をいたします。

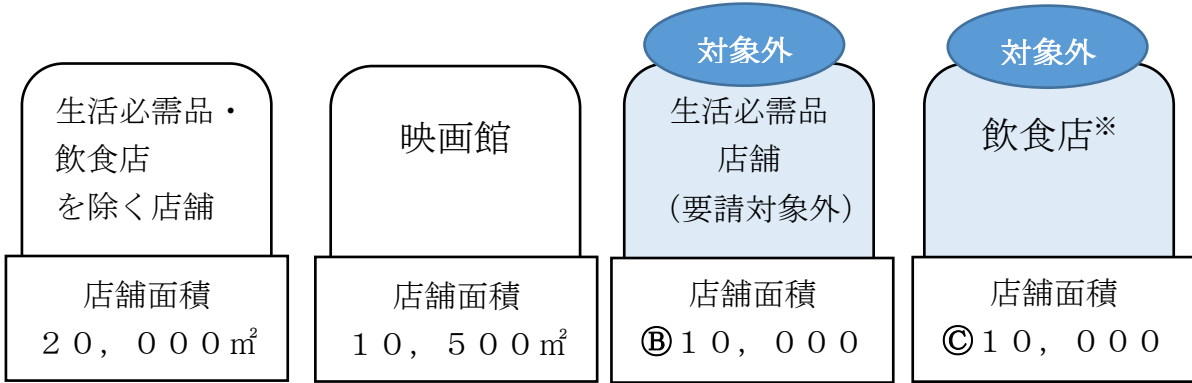
なお、面積を算出する過程で1,000㎡以下となった場合1,000㎡とみなして協力金を算出いたします。

## 面積算定イメージ(大規模施設について)

運営事業者A 施設建築物の総床面積 **Ⓐ** 100,000㎡

大規模小売店舗立地法第2条第1項の店舗面積 69,800㎡  
(小売業(飲食店業を除く。物品加工修理業含む。)を行うための店舗の用に供される床面積)

運営事業者A直接供与部分の店舗面積 50,500㎡



※石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第4次)の支給対象となりうる飲食店

運営事業者Aではない事業者が運営するテナント部分 **Ⓓ** 19,300㎡

例) 事業者Bが運営するテナント等

対象外

施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積 **Ⓔ** 30,200㎡

対象外

例) 階段、エスカレーター、エレベータ、施設間の連絡通路、休憩室、トイレ、  
駐車場や一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫等

### ■面積算定について

総床面積 100,000㎡から対象外となるものを減算すると協力金算定に用  
いる面積は

$$\left( \begin{array}{c} \text{Ⓐ} \\ 100,000 \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{Ⓑ} \\ 10,000 \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{Ⓒ} \\ 10,000 \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{Ⓓ} \\ 19,300 \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{Ⓔ} \\ 30,200 \end{array} \right) \\ = 30,500 \text{㎡}$$

1,000㎡以下切り捨てにより 30,000㎡となります。



## Ⅱ. 大規模施設内テナント運営事業者協力金について

### ① 一般テナント運営事業者協力金について

賃借等している区画の面積から、休憩室や一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫など、その施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分を除いた面積です。

なお、特定百貨店店舗は一般テナント運営事業者協力金・映画館テナント運営事業者協力金の対象とはなりません。

「①大規模施設運営事業者協力金」の追加支給分が特定大規模施設運営事業者に支給されます。

これによって算出された面積について、100㎡を1単位として、単位未満を切り捨てて協力金の算出をいたします。

なお、面積を算出する過程で100㎡以下となった場合100㎡とみなして協力金を算出いたします。

### ② 映画館テナント運営事業者協力金

映画館テナント運営事業者協力金を算定する際には、面積を用いるのではなく、予定する上映本数と実際の上映本数を算定に用います。

なお、この時の上映本数については映画館全体で見た時の本数を算出に用いてください。

## 申請手続き等

### 1 申請に必要な書類等の入手方法

- ・石川県商工労働部経営支援課
- ・県のホームページからダウンロード
- ・中小企業・小規模事業者総合応援窓口（金沢市役所第一本庁舎五階）
- ・金沢商工会議所、森本商工会

### 2 申請方法

申請書チェックリストで規定する申請書類を郵送またはWEBにより申請してください。

- ※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することがありますので、申請書類の控えを必ず手元に保管ください。
- ※申請書類の不備等がある場合は、支給までに時間を要することがあります。追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定となる場合があります。
- ※申請書類は返却いたしません。

#### 郵送の際の注意点

必ず簡易書留など、郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。  
令和3年8月2日（月）の当日消印有効です。

- ※提出先が誤っている場合や料金不足の場合は、受付せず返送いたします。これにより申請書が受付期限に間に合わなかった場合は受付できませんのでご注意ください。
- なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

#### <宛先>

〒920-0864 金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）申請受付係 宛

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載願います。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送で受け付けます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

### 3 協力金の申請受付期間

令和3年6月14日（月）～ 同年8月2日（月）まで

### 4 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を順次支給します。（目安として、不備がない場合は3週間程度）

### 5 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、協力金の支給を決定したときは、後日、協力金の振込をもって通知と代えさせていただきます。
- (2) 申請書類の審査の結果、協力金の不支給を決定したときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

### 6 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応しています。感染拡大防止のため、コールセンターでの申請受付や相談対応は行っていません。

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター

（石川県事業者支援ワンストップコールセンター）

電話番号：076-225-1920

受付時間：9時～18時まで（土、日、祝祭日も開設）

## その他

- 1 集客施設協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、集客施設協力金の支給決定を取り消し、あるいは、期限を定めて返金を求めます。これを申請事業者が納期日までに返金しないときは、協力金の返金とともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（集客施設協力金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払っていただくこととなります。
- 2 集客施設協力金支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗の時短要請への取組に係る実施状況や対象店舗の運営状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 集客施設協力金の支給は、対象となる1施設（店舗）につき1回限りです。法人と個人事業主を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。
- 4 集客施設協力金の支給を受けた事業者は、石川県の要請に対して協力していただいた事業者として、石川県ホームページにおいて、対象施設名（屋号等）を紹介させていただくことがあります。

令和3年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

## 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）支給申請書

次のとおり石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	法人所在地 (又は申請者住所)	〒	—
	(フリガナ) 法人名 (又は屋号)		
	(フリガナ) 代表者名 (又は個人事業主名)		
連絡先	氏名		
	電話番号	※日中連絡が取れる・折り返し対応可能な番号を記入	

別紙1～3にて申請する金額を算出してください

申請金額	
大規模施設運営事業者協力金※	円
一般テナント運営事業者協力金	円
映画館テナント運営事業者協力金	円
合計	円

振込先					銀行・金庫・ 組合・農協				本店・支店・出張所 本所・支所
	金融機関 コード※1					支店コード※1			
	店番 (ゆうちょ銀行のみ記入)					預金 種類	普通	当座	
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	口座番号※2								
(フリガナ) 口座名義									

※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。

※2 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

## 要請に応じた施設の情報

## 1. 大規模施設運営事業者

申請施設・店舗名	施設（店舗）名	
	所在地	石川県金沢市
	時短要請 期間中の状況 （営業時間）	<input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 時短営業 営業開始時間 _____ : _____ 営業終了時間 _____ : _____
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 _____ : _____ 営業終了時間 _____ : _____
	施設番号(別記より番号を選択してください)	

## II. 大規模施設内テナント運営事業者（一般テナント運営事業者・映画館運営事業者）

申請施設・店舗名	施設（店舗）名	
	所在地	石川県金沢市
	時短要請 期間中の状況 （営業時間）	<input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 時短営業（酒類の提供は午後8時まで） 営業開始時間 _____ : _____ 営業終了時間 _____ : _____
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 _____ : _____ 営業終了時間 _____ : _____
	出店している特定 大規模施設の名称	

複数の施設(店舗)で申請される方はこちらをコピーしてお使いください。

施設番号一覧

別記

	種類	施設	番号	
イベント関連施設	劇場等	劇場	1	
		観覧場	2	
		映画館	3	
		演芸場	4	
		プラネタリウム	5	
	集会・展示施設	集会場	6	
		公会堂	7	
		展示場	8	
		貸会議室	9	
		文化会館	10	
		多目的ホール	11	
	ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	12	
		旅館(集会の用に供する部分に限る)	13	
イベントを開催する場合がある施設	運動・遊技施設	体育館	14	
		屋内・屋外水泳場	15	
		ホーリング場	16	
		マーチャン店	17	
		パチンコ屋	18	
		ゲームセンター	19	
		スポーツクラブ	20	
		スケート場	21	
		ホットヨガ、ヨガスタジオ	22	
		ゴルフ練習場	23	
		バッティング練習場	24	
		陸上競技場	25	
		ゴルフ場	26	
		野球場	27	
		テニス場	28	
		弓道場	29	
		テーマパーク	30	
		遊園地	31	
		柔剣道場	32	
		博物館等	博物館	33
	美術館		34	
	科学館		35	
	記念館		36	
	水族館		37	
	動物園		38	
	植物園		39	
	参加者が自由に移動できる施設	商業施設	大規模小売店(生活必需物資を除く)	40
			ショッピングセンター(生活必需物資を除く)	41
			百貨店(生活必需物資を除く)	42
			家電量販店(生活必需物資を除く)	43
			宝石類や金銀の販売店	44
			古物商(質屋を除く)	45
			金券ショップ	46
			古本屋	47
			おもちゃ屋、鉄道模型屋	48
			囲碁・将棋盤店	49
			DVD/ビデオショップ・レンタル	50
			アウトドア用品、スポーツグッズ店	51
			ゴルフショップ	52
土産物店			53	
アイドルグッズ専門店			54	
美術品販売		55		
サービス業		ペットショップ(ペットフード売場を除く)	56	
		ペット美容室(トリミング)	57	
		住宅展示場(戸建て、マンション)	58	
		旅行代理店(店舗)	59	
		ネイルサロン	60	
		まつ毛エクステンション	61	
		スーパー銭湯	62	
		サウナ	63	
		エステサロン	64	
		日焼けサロン	65	
		脱毛サロン	66	
		写真屋・フォトスタジオ	67	
		展望室	68	
		岩盤浴	69	
遊興施設等		キャバレー	70	
		ナイトクラブ	71	
		ダンスホール	72	
		バー	73	
		個室ビデオ店	74	
	カラオケボックス	75		
	射的場	76		
	ライブハウス	77		
	場外馬券・舟券場	78		
	個室付浴場業に係る公衆浴場	79		
	スナック	80		
	ダーツバー	81		
	パブ	82		
	性風俗店	83		
	デリヘル	84		
	アダルトショップ	85		

申請する施設(店舗)の分類について申請者自身が判断できない場合「99」と記載してください。

石川県知事 様

## 誓 約 書

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）の申請に関して、次のとおり誓約します。

1. 業種ごとのガイドラインを遵守し、令和3年5月16日（日）午後8時から6月13日（日）深夜12時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組みを実施しました。
2. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。
3. 協力金（集客施設）の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、刑事告発され得ることを認識するとともに、協力金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（協力金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。
4. 申請内容の証拠書類を保存するとともに石川県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
5. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に該当する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。なお、このことを確認するため必要な事項を石川県警察本部に照会することに同意します。
6. 協力金の支給を受けた対象施設名（屋号等）などの情報が公表される可能性があることに同意します。
7. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関（県内各市町、税務当局、警察署、保健所等）に提供されることに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

---

申請者氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の役職と氏名）

---

※申請者氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。



個人事業主の方も必ず記入の上、ご提出してください。

### 役員等名簿

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表職・氏名

氏名	カナ	生年月日				性別	役職	現住所
	漢字	年号	年	月	日			

- 注 1 名簿の記入の対象者は次のとおりです。  
 法人： 非常勤を含む役員（監査役含む）並びに支配人及び営業所の代表者。  
 個人事業主： 本人(従業員やアルバイトの方は除く)  
 2 「現住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。  
 3 年号、性別は次のように記入してください。  
 年号・・・明治→M 大正→T 昭和→S 平成→H 令和→R 性別・・・男→M 女→F  
 4 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。  
 5 この役員名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

1. 1,000㎡超の大規模施設の運営事業者及び映画館運営事業者は、本書の作成が必要です。

<b>申請施設名</b>	
--------------	--

※本書は申請する施設ごとに作成してください

**①算出に用いる面積・時短率について**

$1,000\text{㎡ごとに}20\text{万円/日} \times \text{短縮した営業時間} \div \text{本来の営業時間}$

**○施設面積**

建築物の床面積  ㎡

うち自己利用部分  ㎡

$\Rightarrow$   ㎡  $\Rightarrow$   単位  円/日

1,000㎡未満切り捨て  
1,000㎡未満なら1,000㎡とする

1,000㎡を1単位  
1単位あたり200,000円

- ・自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分で、要請に応じて営業時間短縮又は休業を行っている部分の面積
- ・店舗棟面積に限る(大規模小売店舗立地法に定める「店舗面積」に加え、催事等に用いられる広場や通路の面積を含む)
- ・テナント事業者、生活必需品の販売等を行う店舗棟を有する事業者等に賃貸・分譲・分配している区画の面積を除く

**○時短率**

$\text{時短率} = \text{要請に応じて短縮した時間} \div \text{要請前の営業時間 (小数点第3位以下切り上げ)}$

- ・営業時間の短縮を要請された日について、要請前後の営業時間を記入して下さい
- ・日によって営業時間が異なる場合は、適宜時短①～③にてすべてのパターンを記入してください
- ・日中と夜間に分けて営業を行っている場合など、施設を閉じている時間があれば、除外時間に記入してください
- ・要請後の営業時間終了時刻は、20時(映画館やイベント開催の際は21時)以前とした場合でも、20時(21時)と記入してください
- ・時短営業の要請に対して休業した場合は、20時(映画館やイベント開催の際は21時)までの時短営業をしたものとして記入してください

時短①	開始	終了	除外時間(要請前)	要請前営業時間	短縮した営業時間	時短率①
要請前	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
要請後	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
時短②	開始	終了	除外時間(要請前)	要請前営業時間	短縮した営業時間	時短率②
要請前	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
要請後	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
時短③	開始	終了	除外時間(要請前)	要請前営業時間	短縮した営業時間	時短率③
要請前	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
要請後	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

**②協力金申請金額の計算について**

月日	区分	時短率	テナント等		支給額 (千円未満切上)
			合計	テナント数 特定百貨店 店舗数	
5月16日	日				0
5月17日	月				0
5月18日	火				0
5月19日	水				0
5月20日	木				0
5月21日	金				0
5月22日	土				0
5月23日	日				0
5月24日	月				0
5月25日	火				0
5月26日	水				0
5月27日	木				0
5月28日	金				0
5月29日	土				0
5月30日	日				0
5月31日	月				0
6月1日	火				0
6月2日	水				0
6月3日	木				0
6月4日	金				0
6月5日	土				0
6月6日	日				0
6月7日	月				0
6月8日	火				0
6月9日	水				0
6月10日	木				0
6月11日	金				0
6月12日	土				0
6月13日	日				0
合計					0

**追加支給分について**

**テナント事業者等把握管理等に係る追加支給分**

営業時間短縮の対象となるテナント店舗及び特定百貨店店舗数の合計が10以上の場合  
 $2,000\text{円} \times \text{店舗数} \times \text{時短率}$  を日ごとに算出して支給

**特定百貨店等の一定の店舗に係る追加支給分**

$20,000\text{円} \times \text{店舗数} \times \text{時短率}$  を日ごとに算出して支給

**表の入力方法**

- (1) 期間中の要請への対応状況を「区分」欄に記入してください。  
 「区分」欄の選択肢について  
 ・時短①～③ 上記で計算した時短率①～③に対応します  
 ・休業/定休 時短率①～③の中で最も高い時短率を記入
- (2) 施設内のテナント数及び特定百貨店店舗数を記入してください。
- (3) 支給額欄には追加支給分も含めて記入してください。  
 (エクセルで記入いただいている場合、計算式が入っているため、自動で計算されます。)

計算シート(一般テナント運営事業者向け)

1. 0.00㎡超の大規模施設に入居するテナント事業者は、本書の作成が必要です。

申請テナント名

※本書は申請するテナントごとに作成してください

①算出に用いる面積・時短率について

100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した営業時間 ÷ 本来の営業時間

○施設面積

店舗等面積  ㎡ ⇒  100㎡単位未満切り捨て  
 100㎡未満なら100㎡とする ⇒  100㎡を1単位 1単位あたり20,000円  
 ㎡/日

・店舗等面積は、大規模施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店している区画の面積をいう。  
 ・一般消費者が通常立ち入らない事務室や倉庫等のサービスの提供を直接行っていない部分の面積は除く。

○時短率

時短率 = 要請に応じて短縮した時間 ÷ 要請前の営業時間 (小数点第3位以下切り上げ)

・営業時間の短縮を要請された日について、要請前後の営業時間を記入して下さい  
 ・日によって営業時間が異なる場合は、適宜時短①～③にてすべてのパターンを記入してください  
 ・日中と夜間に分けて営業を行っている場合など、施設を閉じている時間があれば、除外時間に記入してください  
 ・要請後の営業時間終了時刻は、20時(イベント開催の場合は21時)以前とした場合でも、20時(21時)と記入してください  
 ・時短営業の要請に対して休業した場合は、20時(イベント開催の場合は21時)までの時短営業をしたものとして記入してください

時短① 開始  :  ~  :  終了 除外時間(要請前)  分 要請前営業時間  :  時短率①  :   
 要請後  :  ~  :  短縮した営業時間  :

時短② 除外時間(要請前)  分 要請前営業時間  :  時短率②  :   
 要請前  :  ~  :   
 要請後  :  ~  :  短縮した営業時間  :

時短③ 除外時間(要請前)  分 要請前営業時間  :  時短率③  :   
 要請前  :  ~  :   
 要請後  :  ~  :  短縮した営業時間  :

②協力金申請金額の計算について

月日	区分	時短率	支給額 (千円未満切上)
5月16日	日		
5月17日	月		
5月18日	火		
5月19日	水		
5月20日	木		
5月21日	金		
5月22日	土		
5月23日	日		
5月24日	月		
5月25日	火		
5月26日	水		
5月27日	木		
5月28日	金		
5月29日	土		
5月30日	日		
5月31日	月		
6月1日	火		
6月2日	水		
6月3日	木		
6月4日	金		
6月5日	土		
6月6日	日		
6月7日	月		
6月8日	火		
6月9日	水		
6月10日	木		
6月11日	金		
6月12日	土		
6月13日	日		
合計			

**表の入力方法**

期間中の要請への対応状況を「区分」欄に記入してください。  
 「区分」欄の選択肢について  
 ・時短①～③ 上記で計算した時短率①～③に対応します  
 ・休業/定休 時短率①～③の中で最も高い時短率を記入

# 計算シート(映画館テナント運営事業者向け)

別紙3

映画館運営事業者及び映画配給会社は、本書の作成が必要です。

申請施設名称	
--------	--

※本書は申請する施設ごとに作成してください。

## ①算出に用いる時短率等について

【スクリーン数】 映画を上映することとしている常設のスクリーン数を記入してください。

1スクリーンあたり 20,000円

常設のスクリーン数	スクリーン	円/日
-----------	-------	-----

【時短率】 時短率＝営業時間短縮で上映できなくなった回数÷要請前の上映映画回数（小数点第3位以下切上げ）

- ・要請前と要請後の営業時間を記入してください。（日によって営業時間が異なる場合は、全てのパターンを記入してください。）
- ・時短営業の要請に対して休業した場合は、21時までの時短をしたものとして変更後の営業時間を記入してください。
- ・要請前の本来の上映回数と、営業時間を21時までまでに早めたことにより上映できなくなった回数を記入してください。

時短①	開始	終了	要請前の上映映画回数	回	時短率①
要請前	時 分	時 分	上映できなくなった回数	回	
要請後	時 分	時 分			

時短②	開始	終了	要請前の上映映画回数	回	時短率②
要請前	時 分	時 分	上映できなくなった回数	回	
要請後	時 分	時 分			

時短③	開始	終了	要請前の上映映画回数	回	時短率③
要請前	時 分	時 分	上映できなくなった回数	回	
要請後	時 分	時 分			

## ②協力金申請金額の計算について

月日	区分	時短率	支給額 (千円未満切上)
5月16日	日		
5月17日	月		
5月18日	火		
5月19日	水		
5月20日	木		
5月21日	金		
5月22日	土		
5月23日	日		
5月24日	月		
5月25日	火		
5月26日	水		
5月27日	木		
5月28日	金		
5月29日	土		
5月30日	日		
5月31日	月		
6月1日	火		
6月2日	水		
6月3日	木		
6月4日	金		
6月5日	土		
6月6日	日		
6月7日	月		
6月8日	火		
6月9日	水		
6月10日	木		
6月11日	金		
6月12日	土		
6月13日	日		
合計			

### <表の入力方法>

- 次の地域区分に応じて、期間中の要請への対応状況を「区分」欄に記入してください
- 「区分」欄の選択肢
  - ・時短①～③→上記で計算した時短率①～③を記入
  - ・定休→時短率①～③のうち、最も高い時短率を記入
- 支給額については、映画配給会社分（算出された金額の2倍）を記入してください。（エクセルで記入いただいている場合、計算式が入っているため、自動で計算されます。）

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）申請書類チェックリスト  
 （本チェックリストも必ず提出してください。）

- 本チェックリストにて書類がそろっているか確認し、各項目をチェックしてから、本リストも申請書類とあわせて提出してください。
- 申請書類は一式コピーし、お手元に保管してください。
- 提出書類は、はっきりと読める状態で提出してください。

		書類名
共通	<input type="checkbox"/>	1 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）申請書（様式1AB）
	<input type="checkbox"/>	2 誓約書（様式2） ※誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。
	<input type="checkbox"/>	3 協力金支給申請額計算書（別紙1～3）
	<input type="checkbox"/>	4 本人確認書類の写し（例）免許証、履歴事項全部証明書等
	<input type="checkbox"/>	5 役員名簿（様式3）
	<input type="checkbox"/>	6 振込先口座の写し（通帳の見開き1ページ目）

事業者に対する協力金 特定大規模施設運営	共通	<input type="checkbox"/>	7 床面積が1,000㎡を超えていることが確認できる書類及び自己利用部分の休業・営業時間短縮面積が確認できる書類の写し（例）大規模小売店舗立地法上の届け出の写し等
		<input type="checkbox"/>	8 要請対応後の営業時間及び本来の営業時間書類がわかる書類の写し又は写真（例）ホームページや張り紙等
	10以上のテナントを有する施設	<input type="checkbox"/>	9 大規模施設内テナント事業者向け協力金の支給対象となる店舗の数及び特定百貨店店舗の数が確認できる書類の写し
	特定百貨店を有する施設	<input type="checkbox"/>	10 特定百貨店店舗の数が確認できる書類の写し

テナント事業者に対する協力金	<input type="checkbox"/>	11 大規模施設に出店していることが確認できる書類の写し（例）賃貸借契約書等
	<input type="checkbox"/>	12 テナント店舗の面積が確認できる書類の写し（例）賃貸借契約書等
	<input type="checkbox"/>	13 店舗の外観全体（店舗名）が分かる写真
	<input type="checkbox"/>	14 出店している大規模施設の要請対応後の営業時間及び本来の営業時間が分かる書類の写し又は写真（例）ホームページや張り紙等
	<input type="checkbox"/>	15 テナント店舗の要請対応後の営業時間及び本来の営業時間が分かる書類の写し又は写真

映画館運営事業者向け協力金	<input type="checkbox"/>	16 出店している大規模施設の要請対応後の営業時間及び本来の営業時間が分かる書類の写し又は写真※該当する場合のみ
	<input type="checkbox"/>	17 常設のスクリーンの数が確認できる書類の写し
	<input type="checkbox"/>	18 休業・営業時間短縮要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数、要請対象日に上映予定であった映画の回数が確認できる書類の写し

令和3年6月14日

石川県知事 谷本 正憲 様

## 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）支給申請書

次のとおり石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	法人所在地 (又は申請者住所)	〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1
	(フリガナ) 法人名 (又は屋号)	カ)イシカワケン 株式会社石川県
	(フリガナ) 代表者名 (又は個人事業主名)	イシカワ イチロウ 石川 一郎
連絡先	氏名	石川 花子
	電話番号	※日中連絡が取れる・折り返し対応可能な番号を記入 076-1234-5678

店舗を代表する運営者が申請の対象です。従業員の方は申請できません。

別紙1～3にて申請する金額を算出し

複数の施設を持っている場合は、合算した金額を記入してください。

申請金額	
大規模施設運営事業者協力金※	1,755,000円
一般テナント運営事業者協力金	232,000円
映画館テナント運営事業者協力金	580,000円
合計	2,567,000円

振込先	金融機関コード※1	〇〇	銀行・金庫・ 組合・農協	〇〇	本店・支店・出張所 本所・支所	
	店番 (ゆうちょ銀行のみ記入)	● ● ● ●	支店コード※1	● ● ●		
	口座番号※2	0 1 2 3 4 5 6	預金種類	普通 <input checked="" type="checkbox"/>	当座 <input type="checkbox"/>	
	(フリガナ) 口座名義	カ)イシカワケン 株式会社 石川県				

※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合、支店コードを記入をお願いします。  
※2 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記入してください。

法人：法人の口座  
個人事業主：申請者本人の口座を記入

## 要請に応じた施設の情報

記入例

## 1. 大規模施設運営事業者

申請施設・店舗名	施設（店舗）名	石川県モール	
	所在地	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	
	時短要請 期間中の状況 （営業時間）	<input type="checkbox"/> 休業 <input checked="" type="checkbox"/> 時短営業 営業開始時間 10:00 営業終了時間 20:00	
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 10:00 営業終了時間 23:00	
	施設番号(別記より番号を選択してください)	41	

営業時間が日ごとに異なる場合、営業終了時間が最も遅くなるものを記載してください。

## II. 大規模施設内テナント運営事業者（一般テナント運営事業者・映画館運営事業者）

申請施設・店舗名	施設（店舗）名	洋服と雑貨「ISHIKAWA」	
	所在地	石川県金沢市鞍月2丁目2番地	
	時短要請 期間中の状況 （営業時間）	<input type="checkbox"/> 休業 <input checked="" type="checkbox"/> 時短営業（酒類の提供は午後8時まで） 営業開始時間 9:00 営業終了時間 20:00	
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 9:00 営業終了時間 22:00	
	出店している特定 大規模施設の名称	ショッピングセンターイシカワ	

複数の施設(店舗)で申請される方はこちらをコピーしてお使いください。

## 要請に応じた施設の情報

記入例

## 1. 大規模施設運営事業者

申請施設・店舗名	施設（店舗）名	
	所在地	石川県金沢市
	時短要請 期間中の状況 （営業時間）	<input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 時短営業 営業開始時間 _____ : _____ 営業終了時間 _____ : _____
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 _____ : _____ 営業終了時間 _____ : _____
	施設番号(別記より番号を選択してください)	

## II. 大規模施設内テナント運営事業者（一般テナント運営事業者・映画館運営事業者）

申請施設・店舗名	施設（店舗）名	いしかわシネマ
	所在地	石川県金沢市鞍月1丁目1番地
	時短要請 期間中の状況 （営業時間）	<input type="checkbox"/> 休業 <input checked="" type="checkbox"/> 時短営業（酒類の提供は午後8時まで） 営業開始時間 9 : 00 営業終了時間 21 : 00
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 9 : 00 営業終了時間 23 : 00
	出店している特定 大規模施設の名称	石川県モール

大規模施設を運営されている方で、テナントとして映画館も運営している場合「映画館運営事業者」としての申請も併せて行うことができます。



石川県知事 様

## 誓 約 書

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）の申請に関して、次のとおり誓約します。

- 業種ごとのガイドラインを遵守し、令和3年5月16日（日）午後8時から6月13日（日）深夜12時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組みを実施しました。
- 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。
- 協力金（集客施設）の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、刑事告発され得ることを認識するとともに、協力金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（協力金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。
- 申請内容の証拠書類を保存するとともに石川県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に該当する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。なお、このことを確認するため必要な事項を石川県警察本部に照会することに同意します。
- 協力金の支給を受けた対象施設名（屋号等）などの情報が公表される可能性があることに同意します。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関（県内各署、保健所等）提供されることに同意します。

実際に記入された日にちをお書きください。

【署名欄】 署名年月日 令和3年 6月 14日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

石川県金沢市鞍月1-1

申請者氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の役職と氏名）

代表取締役 石川 一郎

※申請者氏名は法人事業主が必ず自署してください。

ゴム印不可

個人事業主の方も必ず記入の上、ご提出してください。

## 役員等名簿

令和 3 年 6 月 14 日

住 所 石川県金沢市鞍月 1-1

商号又は名称 株式会社石川県

代表職・氏名 代表取締役 石川 一郎

氏名	カナ	生年月日				性別	役職	現住所
	漢字	年号	年	月	日			
イシカワ イチロウ 石川 一郎	S	30	12	1	M	代表取締役	石川県金沢市鞍月 3-3	
イシカワ ハナコ 石川 花子	S	52	1	6	F	取締役	石川県金沢市鞍月 3-3	
ウエハラ タロウ 上原 太郎	H	3	6	11	M	監査役	東京都千代田区 3-3	

注 1 名簿の記入の対象者は次のとおりです。

法人： 非常勤を含む役員（監査役含む）並びに支配人及び営業所の代表者。

個人事業主： 本人（従業員やアルバイトの方は除く）

2 「現住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。

3 年号、性別は次のように記入してください。

年号・・・明治→M 大正→T 昭和→S 平成→H 令和→R 性別・・・男→M 女→F

4 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。

5 この役員名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

1,000㎡超の大規模施設の運営事業者及び映画館運営事業者は、本書の作成が必要です。

申請施設名	石川県モール
-------	--------

※本書は申請する施設ごとに作成してください

## ①算出に用いる面積・時短率について

$$1,000\text{㎡ごとに}20\text{万円/日} \times (\text{短縮した営業時間} \div \text{本来の営業時間})$$

### ○施設面積

建築物の床面積	2,200 ㎡	⇒	1,000 ㎡	⇒	1 単位	1単位あたり200,000円
うち自己利用部分	1,200 ㎡					

1,000㎡単位未満切り捨て  
1,000㎡未満なら1,000㎡とする

- ・自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分で、要請に応じて営業時間短縮又は休業を行っている部分の面積
- ・店舗様面積に限る(大規模小売店舗立地法に定める「店舗面積」に加え、催事等に用いられる広場や通路の面積を含む)
- ・テナント事業者、生活必需品の販売等を行う店舗様を有する事業者等に賃貸・分譲・分配している区画の面積を除く

### ○時短率

$$\text{時短率} = \text{要請に応じて短縮した時間} \div \text{要請前の営業時間 (小数点第3位以下切り上げ)}$$

- ・営業時間の短縮を要請された日について、要請前後の営業時間を記入して下さい
- ・日によって営業時間が異なる場合は、適宜時短①～③にてすべてのパターンを記入して下さい
- ・日中と夜間に分けて営業を行っている場合など、施設を閉じている時間があれば、除外時間に記入して下さい
- ・要請後の営業時間終了時刻は、20時(映画館やイベント開催の際は21時)まで記入して下さい
- ・時短営業の要請に対して休業した場合は、20時(映画館やイベント開催)

小数点第3位以下切り上げ

24時間営業の場合は  
開始 5:00～  
終了～29:00と入力してください。

時短①	開始	終了	除外時間(要請前)	要請前営業時間	短縮した営業時間	時短率①
要請前	10:00	23:00	00分	11:00	3:00	0.28
要請後	10:00	20:00				
時短②	開始	終了	除外時間(要請前)	要請前営業時間	短縮した営業時間	時短率②
要請前	10:00	22:00	00分	10:00	2:00	0.2
要請後	10:00	20:00				
時短③	開始	終了	除外時間(要請前)	要請前営業時間	短縮した営業時間	時短率③
要請前						
要請後						

## ②協力金申請金額の計算について

切上処理については日ごとに実施してください。

月日	区分	時短率	テナント等			支給額 (千円未満切上)	
			合計	テナント数	特定百貨店 店舗数		
5月16日	日	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月17日	月	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月18日	火	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月19日	水	時短②	0.2	12	12	0	45,000
5月20日	木	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月21日	金	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月22日	土	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月23日	日	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月24日	月	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月25日	火	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月26日	水	時短②	0.2	12	12	0	45,000
5月27日	木	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月28日	金	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月29日	土	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月30日	日	時短①	0.28	12	12	0	63,000
5月31日	月	時短①	0.28	12	12	0	63,000
6月1日	火	時短①	0.28	12	12	0	63,000
6月2日	水	時短②	0.2	12	12	0	45,000
6月3日	木	時短①	0.28	12	12	0	63,000
6月4日	金	時短①	0.28	12	12	0	63,000
6月5日	土	時短①	0.28	12	12	0	63,000
6月6日	日	時短①	0.28	12	12	0	63,000
6月7日	月	時短①	0.28	12	12	0	63,000
6月8日	火	時短①	0.28	12	12	0	63,000
6月9日	水	時短②	0.2	12	12	0	45,000
6月10日	木	時短①	0.28	12	12	0	63,000
6月11日	金	時短①	0.28	12	12	0	63,000
6月12日	土	時短①	0.28	12	12	0	63,000
6月13日	日	時短①	0.28	12	12	0	63,000
合計							1,755,000

### 追加支給分について

#### テナント事業者等把握管理等に係る追加支給分

営業時間短縮の対象となるテナント店舗及び特定百貨店店舗数の合計が10以上の場合  
 $2,000\text{円} \times \text{店舗数} \times \text{時短率}$  を日ごとに算出して支給

#### 特定百貨店等の一定の店舗に係る追加支給分

$20,000\text{円} \times \text{店舗数} \times \text{時短率}$  を日ごとに算出して支給

### 表の入力方法

- 期間中の要請への対応状況を「区分」欄に記入してください。  
 「区分」欄の選択肢について  
 ・時短①～③ 上記で計算した時短率①～③に対応します  
 ・休業/定休 時短率①～③の中で最も高い時短率を記入
- 施設内のテナント数及び特定百貨店店舗数を記入してください。
- 支給額欄には追加支給分も含めて記入してください。  
 (エクセルで記入いただいている場合、計算式が入っているため、自動で計算されます。)

計算シート(一般テナント運営事業者向け)

記入例

1. 0.00㎡超の大規模施設に入居するテナント事業者は、本書の作成が必要です。

申請テナント名	洋服と雑貨「ISHIKAWA」
---------	-----------------

※本書は申請するテナントごとに作成してください

**①算出に用いる面積・時短率について**

100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した営業時間 ÷ 本来の営業時間

**○施設面積**

店舗等面積  ㎡ ⇒ 100㎡単位未満切り捨て  
100㎡未満なら100㎡とする ⇒  単位  円/日

100㎡を1単位 1単位あたり2万円

〔 ・店舗等面積は、大規模施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店している区画の面積をいう。  
・一般消費者が通常立ち入らない事務室や倉庫等のサービス等の提供を直接行っていない部分の面積は除く。 〕

**○時短率**

時短率 = 要請に応じて短縮した時間 ÷ 要請前の営業時間 (小数点第3位以下切り上げ)

〔 ・営業時間の短縮を要請された日について、要請前後の営業時間を記入して下さい  
・日によって営業時間が異なる場合は、適宜時短①～③にてすべてのパターンを記入してください  
・日中と夜間に分けて営業を行っている場合など、施設を閉じている時間があれば、除外時間に記入してください  
・要請後の営業時間終了時刻は、20時(イベント開催の場合は21時)以前とした場合でも、20時(21時)と記入してください  
・時短営業の要請に対して休業した場合は、20時(イベント開催の場合は21時)までの時短営業をしたものとして記入してください 〕

小数点第3位以下切り上げ

<b>時短①</b>	開始	終了	除外時間(要請前)	要請前営業時間	時短率①
要請前	<input type="text" value="9"/> : <input type="text" value="00"/>	~ <input type="text" value="22"/> : <input type="text" value="00"/>	<input type="text" value="60"/> 分	<input type="text" value="11:00"/>	<input type="text" value="0.19"/>
要請後	<input type="text" value="9"/> : <input type="text" value="00"/>	~ <input type="text" value="20"/> : <input type="text" value="00"/>		短縮した営業時間 <input type="text" value="2:00"/>	
<b>時短②</b>	要請前	~	除外時間(要請前)	要請前営業時間	時短率②
	要請後	~	<input type="text" value=""/> 分	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>
<b>時短③</b>	要請前	~	除外時間(要請前)	要請前営業時間	時短率③
	要請後	~	<input type="text" value=""/> 分	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>

**②協力金申請金額の計算について**

切上処理については日ごとに実施してください。

月日	区分	時短率	支給額 (千円未満切上)
5月16日	日	時短① 0.19	8,000
5月17日	月	休業/定休 0.19	8,000
5月18日	火	時短① 0.19	8,000
5月19日	水	時短① 0.19	8,000
5月20日	木	時短① 0.19	8,000
5月21日	金	時短① 0.19	8,000
5月22日	土	時短① 0.19	8,000
5月23日	日	時短① 0.19	8,000
5月24日	月	休業/定休 0.19	8,000
5月25日	火	時短① 0.19	8,000
5月26日	水	時短① 0.19	8,000
5月27日	木	時短① 0.19	8,000
5月28日	金	時短① 0.19	8,000
5月29日	土	時短① 0.19	8,000
5月30日	日	時短① 0.19	8,000
5月31日	月	休業/定休 0.19	8,000
6月1日	火	時短① 0.19	8,000
6月2日	水	時短① 0.19	8,000
6月3日	木	時短① 0.19	8,000
6月4日	金	時短① 0.19	8,000
6月5日	土	時短① 0.19	8,000
6月6日	日	時短① 0.19	8,000
6月7日	月	休業/定休 0.19	8,000
6月8日	火	時短① 0.19	8,000
6月9日	水	時短① 0.19	8,000
6月10日	木	時短① 0.19	8,000
6月11日	金	時短① 0.19	8,000
6月12日	土	時短① 0.19	8,000
6月13日	日	時短① 0.19	8,000
合計			232,000

**表の入力方法**

期間中の要請への対応状況を「区分」欄に記入してください。  
 「区分」欄の選択肢について  
 ・時短①～③ 上記で計算した時短率①～③に対応します  
 ・休業/定休 時短率①～③の中で最も高い時短率を記入

# 計算シート(映画館テナント運営事業者向け)

別紙3

記入例

映画館運営事業者(映画配給会社)は、本書の作成が必要です。

申請施設名称

いしかわシネマ

※本書は申請する施設ごとに作成してください。

## ①算出に用いる時短率等について

【スクリーン数】 映画を上映することとしている常設のスクリーン数を記入してください。

1スクリーンあたり20,000円

常設のスクリーン数	10	スクリーン
-----------	----	-------

200,000	円/日
---------	-----

【時短率】 時短率=営業時間短縮で上映できなくなった回数÷要請前の上映映画回数(小数点第3位以下切り上げ)

- ・要請前と要請後の営業時間を記入してください。(日によって営業時間が異なる場合は、全てのパターンを記入してください。)
- ・時短営業の要請に対して休業した場合は、21時までの時短をしたものとして変更後の営業時間を記入してください。
- ・要請前の本来の上映回数と、営業時間を21時までまでに早めたことにより上映できなくなった回数を記入してください。

時短①	開始	終了
要請前	9 時 00 分	23 時 00 分
要請後	9 時 00 分	21 時 00 分

要請前の上映映画回数	200	回
上映できなくなった回数	10	回

時短率①	0.05
------	------

時短②	開始	終了
要請前	時 分	時 分
要請後	時 分	時 分

要請前の上映映画回数		回
上映できなくなった回数		回

小数点第3位以下切り上げ

時短③	開始	終了
要請前	時 分	時 分
要請後	時 分	時 分

要請前の上映映画回数		回
上映できなくなった回数		回

時短率③	
------	--

## ②協力金申請金額の計算について

切上処理については日ごとに実施してください。

月日	区分	時短率	支給額 (千円未満切上)
5月16日	日	時短① 0.05	20,000
5月17日	月	時短① 0.05	20,000
5月18日	火	時短① 0.05	20,000
5月19日	水	時短① 0.05	20,000
5月20日	木	時短① 0.05	20,000
5月21日	金	時短① 0.05	20,000
5月22日	土	時短① 0.05	20,000
5月23日	日	時短① 0.05	20,000
5月24日	月	時短① 0.05	20,000
5月25日	火	時短① 0.05	20,000
5月26日	水	時短① 0.05	20,000
5月27日	木	時短① 0.05	20,000
5月28日	金	時短① 0.05	20,000
5月29日	土	時短① 0.05	20,000
5月30日	日	時短① 0.05	20,000
5月31日	月	時短① 0.05	20,000
6月1日	火	時短① 0.05	20,000
6月2日	水	時短① 0.05	20,000
6月3日	木	時短① 0.05	20,000
6月4日	金	時短① 0.05	20,000
6月5日	土	時短① 0.05	20,000
6月6日	日	時短① 0.05	20,000
6月7日	月	時短① 0.05	20,000
6月8日	火	時短① 0.05	20,000
6月9日	水	時短① 0.05	20,000
6月10日	木	時短① 0.05	20,000
6月11日	金	時短① 0.05	20,000
6月12日	土	時短① 0.05	20,000
6月13日	日	時短① 0.05	20,000
合計			580,000

<表の入力方法>

- 次の地域区分に応じて、期間中の要請への対応状況を「区分」欄に記入してください
- 「区分」欄の選択肢
  - ・時短①～③→上記で計算した時短率①～③を記入
  - ・定休→時短率①～③のうち、最も高い時短率を記入
- 支給額については、映画配給会社分(算出された金額の2倍)記入してください。(エクセルで記入いただいている場合、計算式が入っているため、自動で計算されます。)